

この1年の事務ガイドラインの改正

第一分冊：預金取扱い金融機関関係

改正日	改正内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成14年9月17日	<p>【証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の施行等に伴う改正】</p> <p>（共通事項） 1-10 その他</p>
平成14年9月26日	<p>【銀行等における保険商品の窓口販売の規制緩和等に関する保険業法施行規則及び銀行法施行規則の施行に伴う改正】</p> <p>（1. 共通事項） 1-4-4 その他</p>
平成14年12月10日	<p>【「金融再生プログラム」（14年10月30日）で定められた項目に関する改正】</p> <p>(1) 「自己査定の是正不備に対する行政処分の強化」（同プログラム3. (1)(エ)） 正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が是正されない場合には、銀行法第26条に基づき業務改善を求める方針を明確化。</p> <p>(2) 「早期是正措置の厳格化」（同プログラム3. (3)(エ)） 早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮等。</p> <p>(3) 「『早期警戒制度』の活用」（同プログラム3. (3)(オ)） 以下の基本的考え方により、監督体制を整備。</p> <p>早期是正措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要。 このため、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促進。 （注）以上の改正に加え、経常的な監督事務であるオフサイト・モニタリングについても規定するなど所要の規定を整備。</p>

<p>平成 15 年 1 月 31 日</p>	<p>【金融機関の合併等に伴うシステム統合に関し、監督行政上必要な諸手続きを明記するため、また、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う事務手続きを定めるための改正】</p> <p>(1) 検査との連携 合併等に伴いシステム統合を控えた金融機関について、検査着手前における主任検査官への事前の情報提供や検査結果通知後における改善状況のフォローアップ体制等に関する記述を追加。</p> <p>(2) 認可・承認等にあたっての手続き等について 合併等の認可にあたっての手続き等として、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う手続き及びシステム統合に関する資料の提出を定めた。 なお、システム統合に関しては、当該システム統合完了までの間、銀行法第 24 条等に基づく報告を定期的に求めることとする。</p> <p>(注) システム統合については、預金取扱い金融機関のみならず、保険会社及び証券会社についても所要の規定を整備。</p>
<p>平成 15 年 2 月 12 日</p>	<p>【平成 14 年 12 月の預金保険法の改正（平成 15 年 4 月 1 日施行）により規定された預金保険料の額の計算に係る特例承認に関する審査事務についての監督行政上の留意事項等を定めるための改正】</p> <p>(1) 特定決済債務等の額について、「各日においてその額を計算することが困難」とする理由が、システム対応等の合理的な事由によるものか確認する。</p> <p>(2) 特定決済債務等の額について、営業年度の各月の最終営業日における額の合計額を平均した額が把握できているかを確認する。</p> <p>(3) 預金保険料の額の計算に関する特例の承認に係る申請書様式例を示す。</p>
<p>平成 15 年 2 月 21 日</p>	<p>【「金融再生プログラム」（14 年 10 月 30 日）及び同作業工程表（14 年 11 月 29 日）を受け、第三者割当増資時のコンプライアンスに関する改正】</p> <p>1－8 資本の額の増加の届出の手続き等について（新設）</p>

	<p>1-8-1 第三者割当増資について</p> <p>1-8-2 銀行が第三者割当増資を行う方針を決定したときにおける取扱い</p> <p>1-8-3 銀行が新株発行（条件）の決議を行ったときにおける取扱い</p> <p>1-8-4 資本の額の増加の届出</p> <p>1-8-5 第三者割当増資終了後の取扱い</p>
平成 15 年 5 月 16 日	<p>【株式会社産業再生機構の設立を契機に、企業再生に関わる関係者の予見可能性を高めるため、貸出条件緩和債権について開示基準の明確化を図る観点からの改正】</p> <p>1 共通事項</p> <p>1-11-3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p>
平成 15 年 6 月 30 日	<p>【「証券市場の改革促進プログラム（14 年 8 月 6 日）」を受け、信託兼営金融機関の受託者責任に関する改正】</p> <p>信託財産の市場運用に関し、機関投資家の受託者責任の実効性を確保するとの観点から、社内規則の策定及び適切な運用体制の整備を求めるとともに、当該社内規則の策定に当たっての留意点を明示。</p>
平成 15 年 6 月 30 日	<p>【本年 3 月 28 日に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受け、取引先への支援業務が銀行法上の付随業務に該当することの明確化等に関する改正】</p> <p>(1) 金融機関が、リレーションシップバンキングの機能の一環として行うコンサルティング業務等取引先への支援業務が付随業務に該当することを明確化するとともに、その際、中小企業等顧客保護や法令等遵守の観点から図るべき態勢整備の内容を規定した。</p> <p>(2) 金融機関が、リストラ等により生じた余剰能力の有効活用等を行う際に留意すべき点を規定した。</p> <p>(3) 事務の外部委託（アウトソーシング）について、顧客保護の確保、金融機関の業務への影響等の観点から留意すべき点を新たに規定した。</p>

(4) 大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる金融機関に関する信用リスク改善措置を規定した。

第二分冊：保険会社関係

改正日	改正内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成15年1月31日	<p>【金融機関の合併等に伴うシステム統合に関し、監督行政上必要な諸手続きを明記するため、また、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う事務手続きを定めるための改正】</p> <p>(1) 検査との連携 合併等に伴いシステム統合を控えた金融機関について、検査着手前における主任検査官への事前の情報提供や検査結果通知後における改善状況のフォローアップ体制等に関する記述を追加。</p> <p>(2) 認可・承認等にあたっての手続き等について 合併等の認可にあたっての手続き等として、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う手続き及びシステム統合に関する資料の提出を定めた。 なお、システム統合に関しては、当該システム統合完了までの間、銀行法第24条等に基づく報告を定期的に求めることとする。</p> <p>(注) システム統合については、預金取扱い金融機関のみならず、保険会社及び証券会社についても所要の規定を整備。</p>
平成15年3月19日	<p>【規制改革推進3カ年計画（14年3月29日）に伴う改正】</p> <p>(生命保険募集関係) 2-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(損害保険関係) 3-1 損害保険募集関係</p>
平成15年6月9日	<p>平成15年6月8日付で施行された保険業法の改正において、保険会社の付随業務として、「他の金融業を行う者の代理又は事務の代行（内閣府令で定めたものに限る。）」が追加された。内閣府令において資金の貸付</p>

	<p>の代理・代行が認められることとなったが、資金の貸付の代理・代行のうち、いわゆる協調融資の幹事業務に係る認可について、申請書の様式等の弾力化を行うとともに、あわせて、その他語句の修正等を行うものである。</p>
平成 15 年 6 月 30 日	<p>(1) 特別勘定における適正な運用【1-3-5、1-3-6】 保険会社の特別勘定における運用に関し、機関投資家の受託者責任の実効性を確保するとの観点から、内部規定の策定及び適切な運用体制の整備を定めるとともに、当該内部規定の策定に当たっての留意点を示す。また、運用状況等を特別勘定の保険契約者に開示することを定める。</p> <p>(2) 適正な広告表示等【1-3-2】 保険商品の広告表示等について、内部規定の策定及び審査体制の整備を定めるとともに、当該内部規定の策定に当たっての留意点を示す。</p> <p>(3) 規制改革関係 本年3月の規制改革推進3か年計画に示された以下の措置を実施。</p> <p>① 国際間取引に係る普通保険約款の自由化【3-6-2】 ② 募集人登録、変更届出等に係る手続きの簡素化【2-3、3-2】</p> <p>(4) その他語句の修正等</p>

第三分冊：金融会社関係

改正日	改正内容（詳細については金融庁のHP参照）
平成 14 年 11 月 15 日	3-1 登録の申請、届出関係 3-3 報告書関係
平成 15 年 1 月 6 日	5-4-2 登録申請書の処理 5-5-4 発行保証金の差し替え承認
平成 15 年 3 月 17 日	<p>【司法書士法の一部改正等に伴う改正】</p> <p>(2 預り金関係) 2-1 出資法第2条における金融庁の権限等</p>

	<p>(3 貸金業関係)</p> <p>3-2 業務関係</p> <p>3-4、5 貸金業協会に対する監督、信用情報機関</p>
--	--

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項

改正日	改正内容(詳細については金融庁のHP参照)
平成14年9月17日	<p>【銀行と証券会社との共同店舗、及び銀行による書面取次ぎ業務に係る事務ガイドライン改正】</p> <p>(第一部)証券会社等の監督関係 (証券会社の監督事務)</p> <p>3-4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項 (弊害防止措置)</p> <p>7-2 法第65条の規定の解釈について</p> <p>7-3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条の解釈について</p>
平成14年12月6日	<p>【取引一任勘定取引に係る事務ガイドライン改正】</p> <p>(第一部)証券会社等の監督関係 (証券会社の監督事務)</p> <p>3-4 法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況に係る留意事項</p>
平成15年1月31日	<p>【金融機関の合併等に伴うシステム統合に関し、監督行政上必要な諸手続きを明記するため、また、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う事務手続きを定めるための改正】</p> <p>(1) 検査との連携 合併等に伴いシステム統合を控えた金融機関について、検査着手前における主任検査官への事前の情報提供や検査結果通知後における改善状況のフォローアップ体制等に関する記述を追加。</p> <p>(2) 認可・承認等に当たっての手続き等について 合併等の認可に当たっての手続き等として、「金融機関の組織再編成の促進に関する特別措置法」の施行に伴う手続き及びシステム統合に関する資料の提出を定めた。 なお、システム統合に関しては、当該システム統合完了までの間、銀行法第24条等に基づく報告を定期的に求めることとする。</p>

(注) システム統合については、預金取扱い金融機関のみならず、保険会社及び証券会社についても
所要の規定を整備。

平成 15 年 3 月 28 日

【証券会社の自己売買に関するリスク管理の徹底等に係る事務ガイドライン改正】

第 1 部 証券会社等の監督関係

5. 登録金融機関の監督事務の取扱い

5-3 登録金融機関の監督事務

6. 自己資本規制関係

6-3 証券会社の自己売買業務に係るリスク管理（新設）

平成 15 年 4 月 1 日

【証券会社、投資信託委託会社及び投資顧問会社の業務運営の一層の適正化等に係る事務ガイドライン改正】

第 1 部 証券会社等の監督関係

3. 証券会社の監督事務

3-11 内部管理体制の充実・強化

4. 外国証券会社の監督事務等

4-3-9 内部管理体制の充実・強化

第 2 部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

2. 投資信託委託業者の監督にあたっての留意事項

2-6 投資信託財産運用報告書の記載要領

2-11 検査終了後のフォローアップ

第 3 部 投資顧問業者の監督関係

1. 登録申請書の受理等に際しての留意事項

1-5-3 営業保証金取戻し公告

4. 監督

4-1 検査終了後のフォローアップ

4-3 営業報告書